

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 九の二 (略)</p> <p>十 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト五%（マイクロカプセル製剤にあつては、三〇%）以下を含有するものを除く。</p> <p>十の二 二十八の十四 (略)</p> <p>二十八の十五 四―クロロ―二―フルオロ―一―(RS)―二・二・二―トリフルオロエチル)スルフィンニル)フェニルニル)五―(トリフルオロメチル)チオ)ペンチルニル)エーテル(別名フルペンチオフェノックス)及びこれを含有する製剤</p> <p>二十八の十六 (略)</p> <p>二十九 三十一の三 (略)</p> <p>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (31) (略)</p> <p>(32) 一―(三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ[一・五―a]ピリジン―二―イル)―一―五―(シクロプロピルメチル)アミノ)―一―H―ピラゾール―四―カルボニトリル(別名シクロピラニル)及びこれを含有する製剤</p> <p>(33) (188) (略)</p>	<p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 九の二 (略)</p> <p>十 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト五%（マイクロカプセル製剤にあつては、二五%）以下を含有するものを除く。</p> <p>十の二 二十八の十四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十八の十五 (略)</p> <p>二十九 三十一の三 (略)</p> <p>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (31) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(32) (187) (略)</p>

2 三十三～百十 (略)

2 三十三～百十 (略)